

第31回高崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月5日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 高崎市役所17階 第172会議室

3 出席委員(20人)

1番	清水 静枝	2番	浦恩城 由子
3番	佐藤 勲	6番	酒井 孝
7番	今井 隆	8番	須田 直子
9番	信澤 健治	10番	中沢 幸子
11番	山田 孝夫	12番	井田 裕
13番	大河原 藤雄	14番	塚越 勤
15番	永井 保伸	16番	石川 大輔
18番	福田 敬一	19番	石井 多加志
21番	松田 健	22番	飯野 利貞
23番	新井 元	25番	吉田 春美

4 欠席委員(4人)

5番	寺崎 正親	17番	加藤 精一
20番	清水 悟	24番	堀越 良和

5 職務のため出席した事務局職員

事務局長	八木 秀明
局長補佐	河野 一則
係長	羽鳥 大樹
係長	荒木 聡
主任主事	清水 賢太郎
主任主事	飯塚 淳
主事	新井 諒

6 議事日程及び付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名及び書記の任命について

日程第2 議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について

日程第3 議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

- 日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第8 議案第7号 農地法関係非農地証明願について
- 日程第9 議案第8号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について
- 日程第10 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について
- 日程第11 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について
- 日程第12 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第13 報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（八木秀明） 皆さん、こんにちは。定刻前でございますが、皆様おそろいですので、第31回農業委員会総会を始めさせていただきます。

まず初めに、今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、お願いします。

○会長（今井 隆） 委員及び事務局の皆さん、こんにちは。そして、また、令和5年新年明けましておめでとうございます。また、今年もよろしく願い申し上げます。

三が日も過ぎて、皆さん、少しはゆっくりお正月気分を味わえましたか。私も、2日の日に駅前のだるま市、孫連れて行ったのです。まあコロナなんて何のその。今までちょっと窮屈というか、大変な生活だったので、少しは気分晴らしにみんな出たのかななんて。若い人が随分いました。いろいろ大変な中、また年が明けて新たな年ということで、皆さんにお世話になるわけです。

今、ニワトリがすごい勢いで感染、鳥インフルですか。1,000万羽ぐらい殺処分されるのではないかなんて言われていますけれども、鶏卵だとか鶏肉がまた値上がりするのではないかなんて、そんなことも思っているわけです。

そんな中、今年はどうな年になりますか分かりませんが、平穏で明るい年になっていただければと思います。

また、今年統一地方選挙ですか、春になりますと、市長選もあるのでしょね。市長選、市議選、県議員の選挙等もありまして、ちょっといろいろ気ぜわしい時期もあるということなのですけれども、とにかく平和で1年過ごしたいと思うわけでございます。

そんな中、今日は今年初めての総会ということで、皆さんにお世話になるわけですが、また今年委員の改選ということで3年が過ぎようとしているわけです。また7月になると新たな委員さんも出てくるでしょう。今年もいろいろ委員として仕事、国のほうから言われているので負担も多いと思いますけれども、よろしく願い申し上げまして、年頭の挨拶といたします。

○事務局長 ありがとうございます。

議事に入る前に、議案書の訂正のほうお願いいたします。33ページなのですが、議案第8号の中段辺りに「一般財団法人群馬県農業会議会長」という文言があるのですが、「財団」ではなくて「社団」が正しいということで訂正のほうお願いいたします。

33ページですが。訂正のほうお願いいたします。

それでは、この後、議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は欠席者がちょっと多いので、4名いるのですけれども、報告いたします。議席番号5番、寺崎正親委員、17番、加藤精一委員、20番、清水悟委員、24番、堀越良和委員から欠席との報告がございました。ということで、本日の出席委員は、全員24名のところ20名となっております。過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名並びに書記の任命を行いたいと思います。

まず初めに、議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号13番、大河原藤雄委員及び16番、石川大輔委員の両名を指名いたします。

また、書記は、事務局の新井主事を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速これより議事進行をさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

まず初めに、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的はテニスコートでございまして、令和3年9月22日許可、高農委指令第1428号でございました。取消しを願う理由につきましては、資金繰りが困難になり、計画がなくなったためとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願は、1件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

なければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用目的は農業用施設用地でございまして、令和3年6月22日許可、高農委指令第1147号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により計画が実行できなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書16ページ、議案第5号ナンバー13が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は住宅・重機置場でございまして、昭和56年2月18日許可、群馬県指令西農第421号でございました。変更の理由につきましては、住宅・重機置場として利用する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー42が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は社宅用地でございまして、令和4年2月22日許可、高農委指令第1783号でございました。変更の理由につきましては、社宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は福祉施設でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、計画変更後の5条許可申請、議案書23ページ、議案第5号ナンバー43が提出されております。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和4年7月22日許可、高農委指令第1218号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書24ページ、議案第5号ナンバー50が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいま4件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

この3番の老人ホームとかデイサービス施設、これは開発のほうで2キロ以内に医療施設がないと許可にならないということ。皆さんも、よく覚えておいてください。

意見ございませんでしょうか。なければ、承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1は新規就農案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、詳細な営農計画につきましては、振興担当からご説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農者リストを御覧ください。リストのナンバー1、技術習得が完了し、正式に手続をして開始したいという申請になります。

営農類型は、露地野菜。十文字町及び宮沢町にて農地を約48アール借り受ける申請となります。

申請につきましては、令和4年10月6日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯野利貞農業委員、清水茂樹推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑、応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。まず、1番の就農の動機です。平成26年より飲食店を営んでおりましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、青年会議所の先輩である地域の農業法人へ相談をされ、農作業を手伝ってみたいかとお誘いを受けたそうです。作業を続けていく中で自身でも農業をやりたいという気持ちが強くなり、そこから約2年間研修により技術を積まれたそうです。

次に、2番の将来の農業経営の構想でございますが、地に足のついた農業経営を基盤とし、経営する飲食店との連携や直販を行い、6次産業化も視野に入れて販売金額の向上を目指していきたいとのことでございます。

3番の職歴及び農業経験でございますが、令和2年より地域の農業法人にて研修を開始し、一通り技術の習得は完了、今後も技術支援を得られるとのことでございます。

続きまして、資料の2ページの営農計画書になります。こちらが詳細な営農計画書になりまして、当面はジャガイモ、ネギ、サツマイモの3作目を主軸としまして、5年後に向けては規模は維持し、地に足のついた計画となります。機械類につきましては、基本的には地域の農業法人よりリースや共同利用により対応する旨、伺っております。

営農計画書等については簡単ではございますが、以上となります。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告をいたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続いて、就農相談会に出席された飯野利貞委員、今日は班長ということでほかにも報告がございますけれども、この件について報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 議席番号22番の飯野です。農地法第3条許可申請ナンバー1について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。

なお、当日は申請者に対し、農林課、榛名支所産業観光課、事務局職員とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 技術習得はどのように行われましたか。

回答 地域の農業法人の下で1年以上かけて技術を学び、このほど独り立ちして法人の設立に踏み切りました。なお、営農開始後も継続した指導を受けることができる予定です。

質問2 機械類はどのくらいお持ちですか。また、作業場はどうしますか。

回答 当面は地域の農業法人が所有している機械類をリースにて使用し、作業場も共有できる予定です。ただし、ゆくゆくは購入していきたいと考えています。

質問3 従業員は確保できますか。

回答 現在、焼肉店を2店舗経営しており、現在はオーナーという扱いで農業の技術習得に専念しています。この度申請している新法人では農業専属社員を雇い、さらには手の空いている焼肉店のスタッフも参画させ、一緒に営農してくれる予定となっております。

質問4 出荷先はどちらを想定していますか。

回答 基本的にはJAはぐくみや直売所への販売を想定していますが、自身が経営する焼肉店で乾燥芋やデザート加工品を作りたいという構想もあります。

質問5 資金はどのように捻出しますか。

回答 青年等就農計画認定を取得し、青年等就農資金により借入れを予定しています。既に農林中金とは打合せは済んでいます。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画についても適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ご苦労さまでした。

報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

この中で、営農計画書のほうのサツマイモの売上げ、この金額、2反で320万ってあるのですけれども、これは、加工芋の値段だそうです。これは、生のサツマイモを売ったのではとても320万なんていかないものね。そういうことだそうです。

皆さんからご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続いて、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局説明、お願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和5年1月23日から令和8年1月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー52が関連案件でございます。

7番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和5年1月23日から令和8年1月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書14ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらでご説明させていただきます。

8番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上

権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和5年1月23日から令和8年1月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書28ページ、議案第5号ナンバー59が関連案件でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、8件でございます。なお、この8件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

また5条のほうで出てきますから。

異議がなければ許可といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 工場用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという工場用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから何かありましたら質問をお受けいたします。

これとって質問なさそうですね。

それでは、許可相当として伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、

もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますして転用期間が定められております。令和5年1月23日から令和8年1月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、議案第3号ナンバー7が関連案件でございます。

こちらの5条許可申請の審議は、関連案件であります地上権設定の3条申請と併せてご審議いただければと思います。その結果につきまして、どちらか一方のみが許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1 審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央付近にございます斜線の箇所が今回の申請地でございますして、はるなくらぶち聖苑から南に約350メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を上にして御覧ください。図面中央に赤く縁取られた箇所が申請地でございます。申請地周辺は宅地、山林、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては、農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目と、続く4枚目、5枚目が公図の写しでございます。地番を赤丸で囲まれている箇所が今回の申請地でございますして、申請地に隣接する土地につきましては、宅地、山林、畑、赤道でございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左にして御覧ください。架台支柱476本、パネルの枚数1,584枚、こちらを申請地全体に配置する計画でございます。なお、申請地右下にございますキュービクルの下に三角形で示されているものは接続用の電柱でございます。また、図面左下にはパネルの立面図がございまして、支柱の高さは約1.8メートル、支柱と支柱の間隔は4.2メートルとなっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積4,085平米でブルーベリーを栽培する計画でございます。また、申請地内の営農型発電設備の下部の農地以外の面積5,246平米においても、ブルーベリーを栽培する計画と伺っており

ます。

1枚おめくりください。3年間の一時転用許可中は一貫してブルーベリーを栽培する計画でございます。

次に、営農に必要な農作業の期間でございますが、許可後に設備工事を行った後、11月から苗木の植付けを行う計画でございます。収穫が見込めるのは3年目以降とのことでございます。それ以降につきましては、同じ計画と伺っております。

次のページを御覧ください。利用する農業機械につきましては、所有している草刈り機を使用すると伺っております。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴は48年でございます。作付するブルーベリーの経験はありませんが、申請人は造園業を営んでいるため、果樹の栽培についての知識は十分にあるとのことでございます。

1枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、ブルーベリーは半陰性であることから生育には支障がなく、太陽光パネル下での栽培は適しているとのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さ1.8メートル、間隔は3メートルから4.2メートルとのことございまして、作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収が10アール当たりで200キログラムに対し、単収見込みは160キログラムとなり、許可要件である8割を目指す計画となっております。地域の平均的な単収の根拠は、ウェブサイトの統計資料で確認したものとございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

なお、今回の調査報告、2班の担当となっております。

それでは、調査班長の飯野利貞委員から報告をお願いいたします。

○22番飯野委員 農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表と譲渡人、代理人の計3名の出席でした。

質問1 現地確認をしたところ、農地への進入路が狭いように感じましたが、施工に際しては問題はありませんか。

回答 幅員が狭いので、大型車両ではなく軽トラックで運搬作業を行う計画です。そのため、設置する太陽光パネルもサイズが小さいものを選定しています。また、大型車両は使用しないので、施工に当たり、周辺農地等への被害もないと考えています。

質問2 支柱の最低地上高が約1.8メートルとありますが、ブルーベリーを栽培していくに当たり

支障はないですか。

回答 収穫の手間などを考慮し、高さが出ないように剪定、管理していくので、パネルの高さは問題ないと考えています。

質問3 植え付けするブルーベリーの品種は決まっていますか。

回答 まだ決まっていますが、苗木は渋川の知人を通して入手する予定なので、継続して検討していきます。

質問4 営農型発電設備の下部の農地以外の空いている部分にもブルーベリーを植え付けするのですか。

回答 十分な収量を確保するためにも作業効率を考慮しながら、可能な限り栽培していきたいと考えています。また、パネルの設置後、日光が当たる位置や夜露が降りる位置を見定め、生育環境がよい場所に植え付けようと思っています。

質問5 収穫したブルーベリーの出荷先は決まっていますか。

回答 収穫がまだ先のことなので、具体的な販路は決まっていません。ただ、収穫したものについては、主にジャムに加工して販売できればと考えています。また、将来的には観光農園として整備できればと思っています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 ご苦労さまでした。

今、調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

これは、北部地区の議案ですね。この間、北部地区の事前協議で何人か質問等ございました。それを踏まえて審議したいと思います。よろしくお願いします。

とにかく5年目ぐらいにならないと収穫が始まらないということなので。

はい、お願いします。

○21番松田委員 21番、松田です。まず、先に地上高の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、1.8メートルという地上高では下で作物を作ろうとする営農型ではちょっと無理ではないのかということが1点。それで、その中で本人も、聞き取り調査の中にもあるように、植物に関しては造園屋ということで、それなりのブルーベリーの知識もありますよという。それで、その中でこのブルーベリーを作るに当たって、まずは土壤改良しないとブルーベリーはできないのです。そういったことも加味すると1.8というのは全く無理なことではないかな。やっぱり機械を入れて、しっかり土壤改良して。うちなんか果樹団地でブルーベリーを植えるに当たって、すごい量のピートモスを投入した。機械でしっかり深耕して。そういったあれをしないとできないのが事実だと思うのです。3年経過しても、どうせ植えたときと同じか、もしくは枯れてなくなってしまうか、どちらかになってしまう。やはり今回の営農型下部にブルーベリーというのは、ちょっといかがなものかという

ことで、その方向で意見出してもらいます。

○会長 今、松田委員から何点かちょっと疑問点というか、そういう意見がございました。ブルーベリーは、このパネル下のブルーベリー、今回これは申請初めてではないのです。何年か前に、どこでしたっけ。ちょっと忘れてしまった。事務局、どこだったっけ、ブルーベリー。

○事務局 榛名の上室田地区です。

○会長 上室田地区か。そこが植えて何年たつね。だから、まだ結果が分からないわけね。どうしても5年ぐらいかからないと収穫が始まらない。そういつて今松田委員から、そういうちょっと難しいのではないかという意見も出ているわけですけども。一つの意見として。

○事務局 土壌改良という話が、聞き取りの段階で質問には出てこなかったもので、申請人さんがどのように考えているかはちょっと定かではないのですが、一番初めに、その質問があった最低地上高の1.8メートル部分ですか、それについては一応設置後に農業機械というのですか、そういったものではなく、基本的には人的な労力というのですか、人だけで管理していくので、その1.8メートルという高さが確保してあれば、問題なく作業はできるよ、剪定管理していけるよといった回答はいただいております。

○21番松田委員 はい。

○会長 はい、お願いします。

○21番松田委員 1.8メートルで、管理だけの問題では。もっともっと、1.8ぐらいは十分伸びるのですよ、ブルーベリーは。十分伸びるのに、そこでパネルを置いておくと。営農型でパネルを置くということ自体が、もう、ちょっとずれているのではないかなと。なら2,500にして、もっと余裕を持った営農型にしなくては、これは。

○会長 今そういう話が出たけれども、果たしてこのパネル下で1.8メートルまで伸びるかどうか。それがちょっと疑問なのだけれども。

○21番松田委員 いや、ピートモスさえ入れていれば、幾らでも伸びますよ。

○会長 それは、パネルがない場所はね。

○21番松田委員 ええ。

○事務局 松田委員さんがおっしゃるとおり、普通露地、通常のブルーベリー栽培というのですか、そういったものだと間違いなく、品種によっては3メートルオーバーとか、そういったものがあるかと思うのですが、あくまでも、今回、天井ありきというのですか、1.8メートル伸ばす限界がある中で、その申請者の方は剪定だったり、管理の方法を趣向を凝らしてやっていこうといったところなので。

○19番石井委員 19番、石井です。

○会長 はい。

○19番石井委員 地元でございまして、申請地については、梅をやっていたのです。それを、また抜

根して、こういう形になったというような感じなのですけれども。松田委員さんの話もよく分かるのですよね、言うことは。ただ、私とすれば、広大なその広さで、これをこのまま放置してしまっていていいのかというのをまず考えたときに、ブルーベリーの高さがどうのこうの。これは一番問題なのですけれども、分かるのですけれども。それも加味してやっぱり皆さんに理解してもらって、これからあと5年、10年たった先にどうなってしまうのかなという、荒廃農地がまた出てしまうわけですよね。伸びるか伸びないのは、また本人が努力したり何かする中なので、その辺も理解していただいて、まず荒れないような形を取っていただければ非常にいいなとは思っています。

○21番松田委員 上室田のブルーベリーがどのような状況になっているか分かりますか。

○事務局 上室田は、別の方の営農型の太陽光にはなるのですけれども、そちらは一昨年に許可になりまして、1年間まずはパネルの設置のほうをしまして、植えていただいたのは最近ですか、昨年、令和4年に植えていただいています、この間、事務局のほうで見に行ったときにはきれいに除草もされていて、苗木が高さ的に大体50センチぐらいですか、植わっているような状況でした。生育状況とかまでは詳しくは言えないのですけれども、きちんと植えられて、営農をやっているという姿が見受けられております。

○会長 この高崎地区で今回2件目ということなのですけれども、ほかの市町村でも、このブルーベリー植えてやっているとところも多分あると思いますけれども、そういうやっているとところの結果等を事務局のほうでもよく聞いてもらって、これから栽培していく中でいろいろ支障、こういうふうにしなないと駄目だって、アドバイスしてやって、それで、これで3年後、またその後、あまりにも成績が悪ければ、そのときはそのときでまた考えなくてはならないのだけれども。

皆さん、どうですか。

○21番松田委員 いいですか。21番、松田です。北部の事前協議の帰りに、ちょっと皆さん話していたら、1.8の営農型はないよって皆さんそう言っている。

○会長 上室田のはどのぐらいだっけ。

○事務局 ちょっと今資料が手元にないので。

○会長 手元にないのか。

○事務局 はい。

○事務局 営農型の支柱の高さというのは、松田委員は、1.8はちょっと低いというご指摘なのですけれども、最低地上高は、およそ1.8から高くても2メートル少しですかね。だから、2メートル50というのはないですかね。その分、高くすればするほど、当然コストもかかってくるので、国が示した考え方的にも目安的には2メートルです。

○21番松田委員 1.8メートル、駄目だとは言っていないです。

○会長 では、何をどういうふうにするにすればいいって。

○21番松田委員 支柱をもう少し上げてほしいというのを私は主張したいわけですから。その下で営農す

るのだったら、もう少し上げた状態で。ブルーベリーはそのくらい伸びるのだからという。

○事務局 松田委員さんが引かかる点としては、まず1つ目がその最低地上高、その1.8メートルの部分そして、土壌ですか。どういうふうに行うのかということですか。

○21番松田委員 はい。

○事務局 申請者さんがこの場にいれば即答できるのですが、申請者の方たちが、どのようにこれ考えているのかちょっと分からないところなので。多分このまま続けても平行線をたどってしまうので。

再度、事務局のほうから、また代理人さんを通して、そこの高さの部分と、あと土壌改良の方法というのですか。皆さんの話も、もうピートモス一択というお話なのですけれども、そこら辺の部分、どう考えているのか。

○会長 委員さんから、こういういろんな意見が出てアドバイスの意見が出たので、そういうふうにする限りしてやってくださいというふうに話をしてね。

○22番飯野委員 営農型で今までずっと見てきている中で、ブルーベリーのやつは、たしか果樹ですけれども、タマネギとかフキとかいろいろあるではないですか。それだって、営農型だとやっぱり2メートル以上ありますよね。今まで出てきたやつはね。

やっぱり2メートル以上というのを、その作り手さんに言うだけでも、そういう方法でちょっと調整してもらって、何とか許可できるような感じのほうがいいのではないかと思ったのですけれども。一般的に営農型はやっぱり2メートルだと。そういうふうにしたいと思っていますのですけれども。

○事務局 およそ2メートル。必ずしも2メートルでなければいけないという話ではないのですけれども、基準となるところ、点が2メートル、そのプラスアルファですか。

ちょっとそこら辺の話を確認はさせていただいて、一度保留というお話になるのですかね。

○会長 そういう意見がいろいろ出たので、一度保留ということ。

○事務局 そうですね。

○会長 では、いいですか、松田委員。

○21番松田委員 はい。

○会長 はい。では、そういうことで。一度そういうことで進めてもらいます。

では、この件につきましては、そういうことで次回、また推進委員さんにも事務局からいろいろ話してもらいます。

それでは、いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 では、保留ということ。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、南部地区の議案までやりましょう。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地44.58平米と一体利用の計画でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地1.07平米と一体利用の計画でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、雑種地7.86平米と一体利用の計画でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、土木建築資材の卸売業を営んでいるが社用車駐車が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

11番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書5ページ、議案第2号ナンバー1の計画変更申請が関連案件でございます。

14番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い駐車場及び資材置場が不足しているため本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。なお、次のナンバー15が一体利用の関連案件でございます。

15番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが事業拡大に伴い申請地を買い受けて管理施設を建

築したいという管理施設の申請でございます。なお、さきのナンバー14が一体利用の関連案件でございます。

16番 契約内容は使用貸借、駐車場の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は使用貸借、飲食店を始めるに当たり申請地を父より借り受けて店舗を建築したいという店舗の申請でございます。

18番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。令和5年1月25日から令和8年1月24日までの3年間の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。雑種地401平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を夫の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅

を建築したいという分家住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、実家の敷地が狭く来客用駐車場がないため隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという宅地分譲の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

33番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は34件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 ただいまナンバー2から35、南部地区の議案について説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから何か質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

これとってないですか。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることといたします。

それでは、これで一時ちょっと小休止を入れて、また北部地区に移りたいと思います。よろしくお願ひします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開したいと思います。先ほど南部地区の議案、審議したので、これから北部地区に移ります。そうすると、ナンバー36からですね。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

36番 契約内容は使用貸借、飲食業を営んでいるが移動販売車の駐車場及び資材置場が不足しているため申請地を父より借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置場の申請でございます。原野1,094平米と一体利用の計画でございます。

37番 契約内容は売買、製造業を営んでいるが従業員用駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます、宅地269.10平米と一体利用の申請でございます。

41番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます、宅地703.95平米と一体利用の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が提出されております。

43番 契約内容は売買、介護事業を営んでいるが事業拡大のため申請地を買い受けて有料老人ホーム及びデイサービス施設を建築したいという福祉施設の申請でございます。なお、こちらの案件につきましては、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー3が提出されております。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

47番 契約内容は売買、駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天駐車場の申請でございます。

48番 契約内容は賃貸借、設備工事業を営んでいるが事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

49番 契約内容は売買、不動産業を営んでいるが近接する分譲住宅の駐車場用地として申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

50番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書 6 ページ、議案第 2 号ナンバー 4 の計画変更申請が関連案件でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、非農地判定済みの畑1,880平米、山林4,930平米と一体利用の計画でございます。

52番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和 5 年 1 月 23 日から令和 8 年 1 月 23 日までの 3 年間の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の 3 条許可申請である議案書 9 ページ、議案第 3 号ナンバー 6 が関連案件でございます。

53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、山林1,788平米と一体利用の計画でございます。

55番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和 5 年 1 月 24 日から令和 5 年 7 月 31 日までのおよそ 6 か月間の申請でございます。

56番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地356.60平米と一体利用の計画でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、家族と同居しているが手狭なため申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第 1 種中高層住居専用地域でございます。

59番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございますので転用期間が定められております。転用期間は、令和 5 年 1 月 23 日から令和 8 年 1 月 23 日までの 3 年間の申請でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました地上権設定の 3 条許可申請である議案書10ページ、議案第 3 号ナンバー 9 が関連案件でございます。

60番 契約内容は売買、自動車整備業を営んでいるが駐車場が不足しているため申請地を買い受

けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件、北部地区の案件につきましては25件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局からナンバー36から60まで説明がございました。

それでは、これより一括審議に入ります。お願いします。

今この中でナンバー51と54、面積が非常に広くて太陽光だというのだけれども、これは大雨が降っても大丈夫ですよ。大丈夫ですよということはないか。聞きたいのだけれども。地元委員さん、これは災害等受けません、大丈夫なのですかね。この地区、大雨が降っても、この下のほうへ。大丈夫。

○10番石井委員 多分、大丈夫でしょう。はい。

○会長 ほかに皆さんのほうから、どうですか。なければ。それで、今51と54のちょっとお話したのですけれども、これは面積が多いので、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それ以外のものについて、どうですか、許可相当としてもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の妻でございます。相続開始年月日は、令和4年5月29日でございます。なお、令和4年12月27日に清水静枝委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

2番 申請人は、被相続人の長男でございます。相続開始年月日は、令和4年3月27日でございます。なお、令和4年12月23日に今井会長と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 適格者証明願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質問等ございましたら、お願いいたします。

なければ、適格として証明することにいたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。

続きまして、議案第7号に移ります。

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法関係非農地証明願の申出に伴い、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの非農地判断について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

2番 現況地目は山林となります。非農地としての理由でございますが、農地復元のための物理的な条件整備が著しく困難であり、かつ申請地の周囲の状況から見て農地復元をしても継続的な利用ができないためでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 今、事務局からナンバー1とナンバー2の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いします。

まず、ナンバー1ですが、ナンバー1は吉井の長根地域になっております。本来でしたら、この地区の委員さん、今日は堀越良和委員さんなのですけれども、今日は欠席しております。そのため、代わりまして事務局より報告をお願いいたします。

○事務局 堀越委員より報告内容をお預かりしておりますので、事務局より代読させていただきます。

ナンバー1について、現地を確認した結果をご報告いたします。11月30日に推進委員の吉田和夫委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が覆い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断いたしましたことをご報告いたします。

以上です。

○会長 続いて、ナンバー2ですけれども、ここは吉井の馬庭地域になっております。ということで、地域担当委員の吉田春美委員から報告をお願いします。

○25番吉田委員 それでは、ナンバー2について、現地を確認した結果をご報告いたします。11月17日に推進委員の春山隆通委員と事務局職員とで現地を確認してまいりました。現地は、接道もなく、山林と一体化しており、数多くの雑草、雑木が生い茂っている状態でした。そのため、農地として活用するのは困難な状況でありました。よって、確認の結果、非農地として認められるものと判断をいたしましたことをご報告いたします。

○会長 地域担当委員からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

異議がなければ、証明したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。証明することにいたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について、次のとおり高崎市長及び一般社団法人群馬県農業会議会長に提出したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第8号 高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見について。

それでは、ご説明申し上げます。議案書は33ページから35ページになります。本意見は、農業委員会等に関する法律第38条第1項及び第53条第1項の規定に基づきまして、11月の事前協議にて農業委員、推進委員の皆様からご提出いただいた後、取りまとめを行いまして、本日の総会にてご報告させていただきます。ご承認賜れましたら、総会終了後、農業委員会の意見として本市農政部、一般社団法人群馬県農業会議へ提出させていただければと思います。

まずは、34ページ、本市農政部のみ提出が必要となっております前文の朗読をさせていただきます。

高崎市長、富岡賢治様。

高崎市農地等利用最適化推進施策に関する意見書。

長引く新型コロナウイルス感染症は、未だ終息には至らず変異ウイルスが各地で検出されるなど、依然として社会経済活動に大きな影響を及ぼしています。

また、昨年5月末と6月初旬には降ひょうが発生し、群馬県内においても多大な被害が発生しました。本市でも様々な農作物が出荷前に傷ついたり落下するなどの被害を受け、ハウスや畜舎など農業用施設にも大きな被害を与えました。

更には、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻の長期化などにより輸出入が滞り、燃料や農業用資材、肥料や飼料等の高騰が続いており、農業を取り巻く環境は極めて厳しい年となりました。

そのような中、高崎市にはひょう害に対する見舞金の支給や物価高対策として、農業経営による収入のある人や法人を対象に、一律10万円の交付の決定をしていただきました。緊急性を必要とする中、早急に対応していただき、農業者を代表して感謝を申し上げます。

この他にも、本市の農業振興につきましては、新規就農者を対象とした「かがやけ新規就農者応援給付金」など独自の施策を展開されているほか、シンガポールに設立しました現地法人「高崎トリニオン」ではコロナ禍でありながらインターネット販売なども駆使し、本市からシンガポールへの農産物の輸出が大幅に増加しております。日本のみならず海外へも「高崎産農産物」の魅力を発信するなど多大なるご尽力をいただいております、大変心強いものとなっています。

今後においても、農業者が安心して農業に従事できるよう、より一層の施策の充実をお願い申し上げます。

つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、本市の農業振興施策に関して以下の意見を提出します。

令和5年1月5日、高崎市農業委員会会長、今井隆。

続いて、35ページの意見本文です。

①農業者支援制度の継続・推進について。

農業従事者の減少が進行する中、地域農業発展のためには、新規参入者の確保、担い手の育成は最重要課題となっています。本市では就農にかかる初期投資の負担軽減を目的とした給付金の効果もあり、新規就農相談者も以前に比べ増加傾向にあります。今後においても、農業の担い手確保に向けた、継続的な支援をお願いいたします。

また、長年の懸案事項である荒廃農地につきましても、周辺農地に悪影響を与えるだけでなく、雑草繁茂やゴミの不法投棄等の問題も発生しています。本市では助成制度により各地域で再生に向け取り組んでおりますが、今後も農業従事者の高齢化や労働力不足等により、荒廃農地の増加が予想される事から、農地再生の推進に向けた事業の継続的な予算措置と更なる推進をお願いいたします。

②中山間地域を中心とした農道整備事業について。

農業従事者が安心して、かつ安定した生産活動を維持していくためには、農地はもちろん、隣接する農業用道水路の維持管理も不可欠です。中山間地域を中心とした未整備の農道については、幅員が狭く農地パトロールもままなりません。コンバインやトラクターなど農業機械の大型化にも対応出来ず、農業従事者の耕作意欲低下につながり、その結果荒廃農地が増加し、農業所得にも影響が出ています。

農道整備事業の推進により、利便性の向上や地域の活性化が図られ、荒廃農地解消や担い手への農地集積・集約化の推進につながる事が期待されると共に、将来的には農業所得の向上、農業の魅力向上も期待されます。特に中山間地域においては、農業活動により自然環境の保全や災害等の防

止といった役割も担っているため、今後も継続的な農道整備が必要不可欠であると考えます。

以上がご提出いただいた意見を取りまとめた意見書でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま2件の提出する文書というか、説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

2件の意見書ということで、この文面を見ていただいて、これでよければ修正しないでこのまま出しますけれども。どうでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それで、異議がないということで事務局の説明のとおり、高崎市長及び一般社団法人群馬県農業会議の会長に提出することといたします。

以上で議案のほうは終了といたします。

それでは、これより報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、では、羽鳥係長、お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第2種住居地域、ほか2件、合計3件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は宅地分譲、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか14件、合計15件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、合計2件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

初めに、1番から3番につきましては、それぞれ令和4年8月、11月、10月の総会において許可相当としていただいた案件でございます。開発許可の遅れから許可日がずれ込んでおりましたが、上から順番に令和4年9月26日、11月28日、12月13日付許可で調整されましたことをご報告申し上げます。

4番以降につきましては、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、44ページの55番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が8件、5条が47件、合計55件につきまして他法令の確

認も取れましたので、令和4年12月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は以上でございます。

○会長 報告事項が終わりました。

続きまして、その他に移りますけれども、事務局から連絡等何かございましたら、お願いいたします。

ないですか、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○会長 以上で、そういうことで終了したということで、皆さんのほうから何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第31回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分 閉会